

貸切バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン (沖縄県 追補版)

(公社)日本バス協会策定の「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン(第1版 令和2年5月14日)」を基本とし、補助的または追加の対策として策定する。

1. バス車内における感染症予防対策

①車内換気

運行中においては、可能な限り窓を開放し換気を行う。

②最前列座席の閉鎖

運転手・バスガイドとの距離をとるため最前列座席の閉鎖を行う。

③運行後・運行前の車内の除菌・消毒

消毒用アルコール(濃度60%以上)、次亜塩素酸水の散布。経済産業省より効果があると公表された界面活性剤(別紙)を使用した清掃。

④待機中の車内除菌

消毒用アルコール(濃度60%以上)、次亜塩素酸水の散布または噴霧。経済産業省より効果があると公表された界面活性剤(別紙)を使用した清掃。

⑤乗車前の手指消毒

アルコールや次亜塩素酸水等による手指の消毒
(日本バス協会ガイドライン(12)記載)

2. 乗車前の予防対策

①旅行会社・学校への要請事項

参加者の健康状態の把握と体調不良者の受診及び参加の一時見合わせ等、早期発見と感染拡大防止措置の徹底を旅行会社や学校に要請する。

運送約款第4条(運行継続の拒否)に新型感染症患者の規定がある旨説明し、速やかな受診に理解を求める。

3. 運行中に発病した場合の判断

①運行の変更が含まれるため、乗務員は運行管理者へ必ず連絡し許可を得ること。

②運行の継続にあたっては、旅行会社の指示に従う。

③体調不良者を集めた車両の運行は行わない。体調不良の方とそうでない客の分離にあたっては速やかな受診を求める。

4. 旅客へのお願い

車内の感染予防を徹底するため、下記の対策を旅客にお願いし了解いただく。

- ①全員マスク着用で乗車すること
- ②対面を避けるため、バスガイドが、着席で案内することについて了解いただく。
- ③車内での飲食の禁止（接触感染防止のため）
- ④上記を徹底するためドリンク等のサービスの停止